て発行する見込みである地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

L　日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M_n　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$N_{27} = 0.065$

$N_{28} = 0.0009$

$N_{29} = 0.0009$

$N_{30} = 0.00098$

算式Ⅲ

$$\frac{B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^{30}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times \dfrac{0.6 + H \times 0.45 + \sum_{n=27}^{30}(I_n \times J_n) + K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{30}(L_n \times M_n)}{533\text{円} \times A} + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P + Q + R + S + T}{}$$

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

て発行する見込みである地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

L　日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M_n　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$N_{27} = 0.002$

$N_{28} = 0.0010$

$N_{29} = 0.0010$

算式Ⅲ

$$\frac{B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^{29}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times \dfrac{0.6 + H \times 0.45 + \sum_{n=27}^{29}(I_n \times J_n) + K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{29}(L_n \times M_n)}{560\text{円} \times A} + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P + Q + R + S + T}{}$$

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額